

令和5年度
特定教育・保育施設
入所(園)のしおり
【利用案内編】



一斉募集期間

令和4年10月20日(木)～令和4年11月18日(金)

*この冊子は、申し込み時の手続き方法等大切なことが記入されています。
よく読んでからお申し込みください。

*施設選びの案内は、「教育・保育施設入所(園)のしおり【施設案内編】」に掲載していますので併せてご覧ください。

*暁星幼稚園については、直接施設へお申し込みください。

宮津市・宮津市教育委員会

目 次

1	令和5年度入所(園)申込の流れについて	1
2	保護者が負担する利用者負担額について	6
	利用者負担額の決定・切替時期について	9
	利用者負担額の支払先・契約について	9
3	保育所(園)・認定こども園を利用される方へ	10
	I. 保育を必要とする事由	10
	II. 保育の必要量について	11
	III. 優先利用について	11
4	保育の必要性の認定及び保育の利用申込に必要な書類等	11
5	宮津市に転入予定の方の申込について	12
6	個人番号(マイナンバー)の記入及び持参について	13
	宮津市教育・保育施設一覧	14
	よくある質問(Q&A)	15



◎問い合わせ先◎

<保育所(園)・認定こども園>

宮津市役所 健康福祉部 社会福祉課
子育て支援係

電話番号：0772-45-1621

<幼稚園>

宮津市教育委員会事務局 学校教育課
学校教育係

電話番号：0772-45-1641

〒626-8501 宮津市字浜町 3012

宮津市福祉・教育総合プラザ
(宮津阪急ビル・ミッブル4階)

HP：<https://www.city.miyazu.kyoto.jp>

1. 令和5年度入所(園)申込の流れについて

保育所(園)、市立幼稚園、認定こども園の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた市の認定を受ける必要があります。区分に応じて、利用できる施設が決まります。

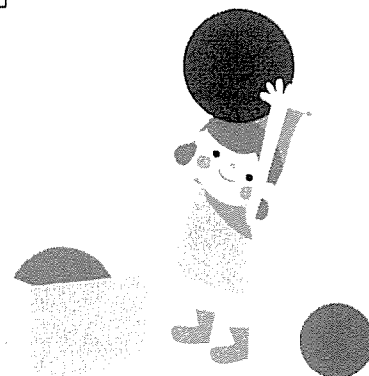
【3つの認定区分】

※「保育を必要とする事由」については、この冊子の10ページをご覧ください。

認定区分	年齢等	利用できる施設
1号認定：教育標準時間認定 (4時間程度)	お子さんが満3歳以上で、教育を希望する場合	◆市立幼稚園 宮津幼稚園 栗田幼稚園 ◆認定こども園 吉津子ども園 府中子ども園
※ただし市立幼稚園を利用し、「保育を必要とする事由」に該当する場合、新2号認定(預かり保育が無償)となります。		
2号認定：保育認定	お子さんが満3歳以上小学校就学前で、「保育を必要とする事由※」に該当する場合	◆市立保育所 日置保育所 養老保育所 ◆私立保育園
3号認定：保育認定	お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由※」に該当する場合	亀ヶ丘保育園 みずほ保育園 たんぽぽ保育園 ◆認定こども園 吉津子ども園 府中子ども園

《2号及び3号認定については、さらに次のいずれかに区分されます》

<p>* 保育標準時間の利用 [8~11時間程度] 就労時間：月120時間以上 (120時間の目安：週5日・1日6時間就労)</p> <p>* 保育短時間の利用 [~8時間まで] 就労時間：月48時間以上</p>
--



【申請・申込書類】

■ 宮津市特定教育・保育施設等支給認定申請書 兼 利用申込書

……全員が提出(児童1人につき1枚)

(申請書は各施設や学校教育係、子育て支援係、市民窓口係、各地区連絡所にあります)

※申請時点で出生前の場合、氏名と誕生日は空欄にて提出してください。

■ 課税証明書……該当の方のみ(1月1日時点の住所地の市町村役場で取得してください)

○令和5年4月～8月に入所(園)を希望される方で、令和4年1月1日時点で宮津市に住民登録がない方 : 令和4年度課税証明書

※令和5年9月～令和6年3月に入所(園)を希望される方で、令和5年1月1日時点で宮津市に住民登録がない方は令和5年7月中に令和5年度課税証明書を提出してください。

■ その他【下記の希望される施設毎に追加での資料が必要となりますのでご確認ください】

○認定こども園(吉津子ども園・府中子ども園)の教育部分を希望される方

入園申込書(願書)(吉津子ども園・府中子ども園でお渡します)

○市立保育所・私立保育園を希望される方

保育が必要な事由により必要な書類が異なります。各保育所(園)、子育て支援係でお渡します。(詳細は11ページをご覧ください。)

子育てワンストップサービスでも受け付けております。(署名用電子証明書付マイナンバーカード等が必要となります。)

【提出時の注意事項】

◆添付書類の不備や記入漏れがある場合は、受け付けできません。

◆支給認定申請等を行う方は、申請書にマイナンバーの記入が必要となります。申請の際は、13ページをご覧ください。

◆原則どなたも月初日からの入所(園)、月末での退所(園)をお願いしています。

◆育児休業を理由に保育の利用を申込みことはできません。育児休業からの復帰と同時に保育所(園)・認定こども園(2・3号認定)を利用する場合、入所希望日から1か月以内に復帰をされることで就労の認定事由となります。

◆募集期間を過ぎての申込については、令和5年5月以降の入所(園)空き待ちとなります。

◆1号認定(幼稚園・認定こども園(教育標準時間))と2号認定(保育所・認定こども園(保育標準時間・保育短時間))との併用申請はできません。

【提出後の注意事項】

次の場合、必ず子育て支援係までご連絡ください。

- ・入所(園)申込を辞退するとき
- ・宮津市内に住所登録がなくなったとき(転出したとき)
- ・申込書記載内容に変更が生じたとき(住所、家族構成、保護者の就労先など)

【令和5年4月からの利用を希望する場合(入所入園の流れ)】

市立保育所・私立保育園(2号・3号)
 私立認定こども園(2号・3号)
 を希望される方

市立幼稚園(1号)
 私立認定こども園(1号)
 を希望される方

【書類配布・入所申込】

- 受付は市役所子育て支援係で行います。
- 申込期間 10月20日(木)～11月18日(金)

※申込期間で一度締め切り利用調整を行います。期間を過ぎての申込は、一斉受付の選考の対象外となりますので、ご注意ください。

【書類配布・入園申込】

＜市立幼稚園＞

- 受付は市役所学校教育係、市立幼稚園で行います。
- 申込期間 10月20日(木)～11月18日(金)

＜吉津子ども園・府中子ども園＞

- 受付は吉津子ども園・府中子ども園で行います。
- 申込期間 10月20日(木)～11月18日(金)

【保育の必要性の審査及び利用希望施設の調整】

- 保育を必要とする状況によっては、支給認定が受けられないことがあります。
- 申込期間終了後に、保育の必要性をもとに市で利用調整を行います。(先着順ではありません)
- 利用調整の結果は、第1希望の施設に調整が出来なかった場合のみ、令和4年12月中旬に保護者に連絡し、再度調整します。

【入園調整】

- 定員を超える申込みがあった場合
 - ①市立幼稚園…各園で調整
 - ②吉津子ども園・府中子ども園…各園で調整

【支給認定証の送付等】

- 保育所(園)の場合、令和5年2月下旬に市役所から「支給認定証」「入所承諾書」を交付します。認定こども園の場合、「支給認定証」「利用調整結果通知書」を交付します。

【入所決定】

- 「支給認定証」、「入所承諾書」を交付します。
- ※待機が必要な場合、「入所保留通知書」を交付し、待機児童となる場合があります。

【入所説明会】

- 新規入所の場合は、入所までに入所説明会がある場合があります。日時等は、入所承諾書に同封する施設からの案内にてご確認ください。

【支給認定証の送付等】

- 市立幼稚園の場合、令和5年2月下旬までに教育委員会から「支給認定証」「入園承諾書」を交付します。
- 認定こども園の場合、子育て支援係から「支給認定証」、吉津子ども園・府中子ども園から「入園承諾書」が交付されます。

【入園説明会】

- 新規入園の場合は、入園までに入園説明会があります。日時等は、支給認定証に同封する案内もしくは各園から通知します。

★入所・入園★

【令和5年5月以降の利用を希望する場合(途中入所・入園の流れ)】R5.5.1～R6.3.1 入所(園)まで

市立保育所・私立保育園(2号・3号)
 私立認定こども園(2号・3号)
 を希望される方

市立幼稚園(1号)
 私立認定こども園(1号)
 を希望される方

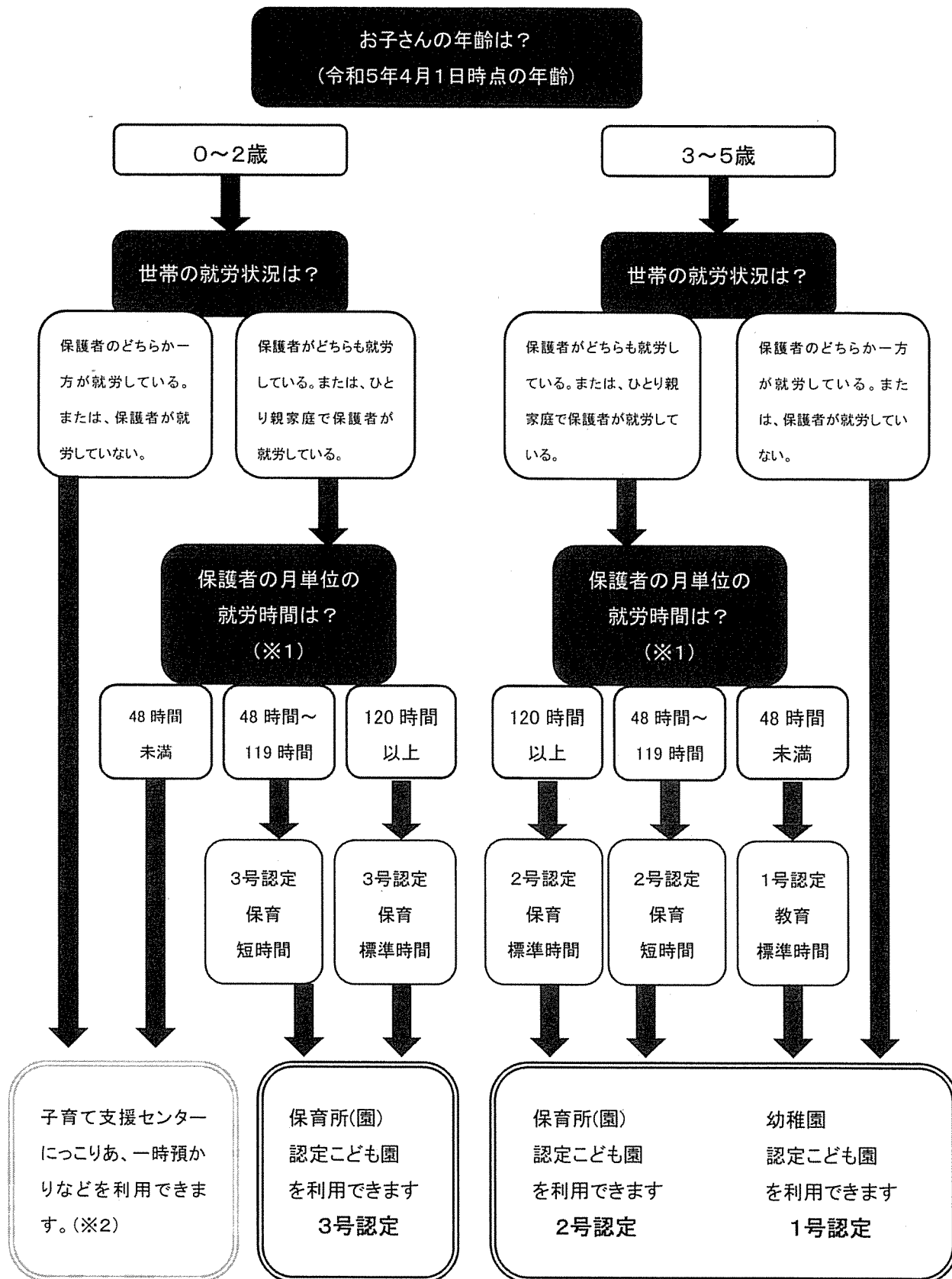
<p>【書類配布・入所申込】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受付は市役所子育て支援係で行います。 ●申込期間 10月20日(木)～11月18日(金) <p>※申込期間で一度締め切り利用調整を行います。期間を過ぎたの申込は、一斉受付の選考の対象外となりますので、ご注意ください。</p> <p>※<u>出生前の場合でもこの期間に申込をしてください。</u></p> <p>※一斉受付期間後は、空き状況を子育て支援係に確認いただいた上で、利用希望前月15日までに申込をしてください。(15日が市役所閉庁日の場合その週の金曜日まで)</p>	<p>【書類配布・入園申込】</p> <p><市立幼稚園></p> <ul style="list-style-type: none"> ●受付は市役所学校教育係、市立幼稚園で行います。 ●申込期間 10月20日(木)～11月18日(金) <p>※一斉受付期間後は、空き状況を学校教育係に確認いただいた上で、利用希望前月15日までに申込をしてください。(15日が市役所閉庁日の場合その週の金曜日まで)</p> <p><吉津子ども園・府中子ども園></p> <ul style="list-style-type: none"> ●受付は吉津子ども園・府中子ども園で行います。 ●申込期間 10月20日(木)～11月18日(金) <p>※一斉受付期間後は、各施設にお問い合わせください。</p>
--	---

<p>【保育の必要性の審査及び利用希望施設の調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保育を必要とする状況によっては、支給認定が受けられないことがあります。 ●申込期間終了後に、市で利用調整を行います。(先着順ではありません) ●利用調整の結果は、第1希望の施設に調整が出来なかった場合のみ、<u>令和4年12月中に(一斉受付後の申込は利用希望前月の20日までに)保護者に連絡し、再度調整します。</u> 	<p>【入園調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●定員を超える申込みがあった場合 <ol style="list-style-type: none"> ①市立幼稚園…各園で調整 ②吉津子ども園・府中子ども園…各園で調整
--	--

<p>【支給認定証の送付等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保育所(園)の場合、<u>令和5年2月下旬(一斉受付分)</u>に市役所から「支給認定証」「入所承諾書」を交付します。認定こども園の場合、「支給認定証」「利用調整結果通知書」を交付します。 <p>【入所決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「支給認定証」、「入所承諾書」を交付します。 ※待機が必要な場合、「入所保留通知書」を交付し、待機児童となる場合があります。 ●入所希望日の前月に、各施設から面接がありますので、児童同伴でお越しください。 	<p>【入園内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市立幼稚園の場合、教育委員会から「支給認定証」「入園承諾書」を交付します。 ●認定こども園の場合、子育て支援係から「支給認定証」、吉津子ども園・府中子ども園から「入園承諾書」が交付されます。 <p>【入園説明会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新規入園の場合は、入園までに入園説明があります。日時等は、各園から連絡します。
--	---

★入所・入園★

【参考：利用できる施設のイメージ】



※1：保護者の月単位の就労時間は、保護者のどちらか一方の1ヶ月あたりの合計就労時間です。

保護者2人の就労時間が異なる場合は、就労時間が少ない方が対象となります。

※2：未就園児向けの一時預かりについては、市内の私立保育園、認定こども園などで行います。

2. 保護者が負担する利用者負担額について

保育所(園)、認定こども園を利用する場合、保護者が負担する基本の利用者負担額(保育料)は、保護者の市町村民税所得割額に応じた額になります。

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により3歳児以上(満3歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から)の保育料は無料になりました。

また、市が定める利用者負担額(保育料)の他に、実費徴収が必要な場合があります。

◆令和4年度利用者負担額(保育料)(保育を必要とする方:2・3号認定)

階層	児童が属する世帯の階層区分		3歳児未満 (月額)	3歳児以上 (月額)
A	生活保護世帯		0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0円	0円
			0円	0円
C	市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課税世帯	ひとり親世帯等	2,200円	0円
			7,700円	0円
D1	市町村民税課税世帯で所得割課税額が右の区分に該当する世帯	ひとり親世帯等	3,000円	0円
		24,300円未満	10,400円	0円
D2		ひとり親世帯等	3,200円	0円
		48,600円未満	12,600円	0円
D3		ひとり親世帯等	3,700円	0円
		53,300円未満	14,400円	0円
D4-1		ひとり親世帯等	4,200円	0円
		57,700円未満	16,300円	0円
D4-2		ひとり親世帯等	4,200円	0円
		67,800円未満	16,300円	0円
D5-1		ひとり親世帯等	4,400円	0円
		77,101円未満	17,100円	0円
D5-2				
	82,300円未満	17,100円	0円	
D6				
	97,000円未満	21,600円	0円	
D7				
	121,000円未満	25,300円	0円	
D8				
	145,000円未満	29,100円	0円	
D9				
	169,000円未満	32,500円	0円	
D10				
	235,000円未満	36,700円	0円	
D11				
	301,000円未満	40,900円	0円	
D12				
	301,000円以上	41,800円	0円	

階層	区 分	3歳児以上 (月額)
1	生活保護世帯	0円
2	市町村民税非課税世帯及び 市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課税世帯	ひとり親世帯等 0円
		0円
3	市町村民税課税世帯 で、所得割課税額が 右の区分に該当する 世帯	77,100円以下 ひとり親世帯等 0円
4		211,200円以下
5		211,201円以上 0円

(※1) 保育料の算定の基礎となる市町村民税は、寄付金控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修特別控除による税額を控除する前の額を適用します。

(※2) ひとり親世帯等とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のいない者で現に児童を扶養する世帯、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの等と同居している世帯をいいます。

○3号認定多子世帯等にかかる保育料の軽減

◆ひとり親世帯等で、市町村民税所得割課税額が77,101円未満【D5-1階層】以下である世帯の保育料は、生計が同一の子どもの最年長から第1子、第2子と数え、第2子以降が無料となります。(6ページ表の「ひとり親世帯等」の金額が半額後のものです。)

◆多子世帯で、市町村民税所得割課税額が57,700円未満【D4-1階層】以下である世帯の保育料は、児童に兄や姉がいる場合、保育・教育施設に在籍していない場合であっても、第2子の保育料は半額、第3子の保育料は無料となります。

◆6ページ表のD4-2～D9階層に該当する世帯のうち、18歳未満の子どもが3人以上いる世帯については、(18歳未満の子どもから数えて)第3子以降の利用者負担額は無料となります。

◆6ページ表のC～D12階層に該当する世帯のうち、小学校就学前の子どもが2人以上同時に幼稚園、保育所(園)、認定こども園等を利用する場合は、(当該年長の子どもから数えて)第2子の保育料は半額、第3子以降は無料となります。

○給食費について

<保育所(園)・認定こども園(1・2号認定(3歳児以上))>

市立保育所は主食費と副食費を市が徴収します。私立保育園及び認定こども園は、各施設が設定した主食費と副食費を各施設が徴収します。金額や徴収方法については、各施設にお問合せください。

【副食費徴収免除について】

◆給食費のうち、副食費(おかず等)(市立保育所は主食費も含む)について、市町村民税所得割課税額が57,700円未満【D4-1階層】(ひとり親世帯等については77,101円未満【D5-1階層】、1号認定は77,101円未満【3階層】)以下である世帯は無料となります。

◆6ページ表のD4-2～D9階層に該当する世帯のうち、18歳未満の子どもが3人以上いる世帯については、(18歳未満の子どもから数えて)第3子以降の場合は無料となります。C～D12階層に該当する世帯のうち、小学校就学前の子どもが3人以上同時に、保育所(園)、認定こども園等を利用する場合は、(当該年長の子どもから数えて)第3子以降は無料となります。

◆7ページ表の4～5階層に該当する世帯のうち、同一世帯にいる小学校3年生までの子どもが3人以上いる世帯については、(小学校3年生の子どもから数えて)第3子以降は無料となります。

<市立幼稚園(1号認定)>

給食費については、原則、実費負担となり、次のとおりです。(令和4年度)

年 額	月 額	1食当たり単価	年間実施予定回数
33,600 円	2,800 円	180 円	185 回

◆4月から翌年2月は月額 2,800 円です。年間実施回数の確定後、「1食当たり単価 180 円×年間実施回数」により、精算し、3月分の給食費により調整します。

◆以下の条件に該当する低所得世帯及び多子世帯の園児については、給食費が無料となります。

《市立幼稚園給食費無料対象者》

階層区分	区分	第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯	○	○	○
2	1を除き、市町村民税非課税世帯及び市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税世帯	○	○	○
3	1を除き、市町村民税課税世帯であって、その所得割額が次の区分に該当する世帯	○	○	○
4		×	×	○ ※1
5		×	×	○ ※2

※1 18歳未満のきょうだいから数えて第3子以降

※2 小学3年生以下のきょうだいから数えて第3子以降

◆市町村民税所得割合算額について、4月から8月分までの給食提供分は前年度分所得、9月から翌年3月分の給食提供分は当年度分所得において判定します。そのため、9月から翌年3月分までの給食費について、4月当初の金額と変わる場合があります。

◆預かり保育料(1号認定)

1号認定の子どもが利用できる宮津幼稚園・栗田幼稚園・吉津子ども園・府中子ども園は、教育時間終了後に預かり保育があります。

利用区分	預かり保育料
1日につき	450 円

※預かり保育を利用される方で、保育の必要性の認定を受けた世帯は、預かり保育に係る保育料も無料となります。(別途申請が必要です。上限あり。)

◆利用者負担額の決定、切替時期について

利用者負担額(保育料等)は、入所児童と同一世帯の父母の市町村民税所得割の合計により決定します。

ただし、父母の収入が低い場合で祖父母等と同居の場合、住民票が別々でも同居し、生計が同一である場合は、祖父母等の市町村民税所得割を算定対象に含みます。

また、4月から8月までは前年度分、9月から3月までは当年度分の市町村民税所得割により利用者負担額(保育料等)を決定します。

ただし、利用者負担額(保育料等)決定後、税額の更正や世帯の変更があった場合は、利用者負担額(保育料等)の変更を行います。

9月中旬に9月以降の利用者負担額決定通知書を送付します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度(前年度)市民税所得割額に基づく保育料					令和5年度(当年度)市民税所得割額に基づく保育料						

◆利用者負担額の支払先・契約について

利用者負担額の支払先は、利用される施設により異なります。

(1)保育所(園)を利用する場合

利用者は宮津市と契約し、利用者負担額を宮津市へ支払います。各金融機関に備え付けの宮津市口座振替納付依頼書をご記入の上、各金融機関に提出してください。(月末に当月分を振り替えますが、土日祝日の場合は翌月最初の平日になります。)

※現金での納付を希望する場合は、各月中旬頃に市から発送する納入通知書で納めてください。(納入期限を過ぎますと督促手数料が発生します。)可能な限り、便利で確実な口座振替をご利用ください。

(2)吉津子ども園・府中子ども園を利用する場合

利用者は各施設と契約し、利用者負担額は各施設に支払います。

支払い方法は各施設から案内があります。



3. 保育所(園)・認定こども園(2・3号認定)を利用される方へ

保育所(園)・認定こども園を利用される場合は、Ⅰ 保育を必要とする事由、Ⅱ 保育の必要量、Ⅲ 優先利用についてを考慮し入所(園)が決定します。

Ⅰ. 保育を必要とする事由

① 就労

- ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間、自営業など基本的な全ての就労
* 就労時間が月 48 時間未満の短時間の就労は除きます。
* 就労先が確定している採用予定者も上記に準じます。

② 妊娠、出産

- ・出産予定日の前8週間、出産日の後8週間の翌日が属する月末まで。
多胎妊娠の場合は、前 14 週間、出産日の後8週間の翌日が属する月末まで。
その他切迫早産等の危険があり、医師の診断書で記載された入院や通院の期間。

③ 保護者の疾病、障害

- ・概ね 1 ヶ月以上入院の場合、医師の診断書で記載された入院の期間。
- ・概ね 1 ヶ月以上通院の場合、医師の診断書で記載された通院の期間。
- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている。

④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護

- ・概ね 1 ヶ月以上入院の付添看護を必要とする場合、医師の診断書で記載された入院の看護期間。
- ・概ね 1 ヶ月以上通院の付添看護を必要とする場合、医師の診断書で記載された通院の看護期間。
- ・心身に障害のある同居親族等(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者)を常時看護することが必要と判断される場合。

⑤ 災害復旧

- ・災害、風水害、震災、その他災害の復旧にあたっている場合は、その復旧に要する期間。

⑥ 求職活動(起業準備を含む)

- ・求職活動を継続的に行っている場合で、入所の日から起算して3ヶ月まで。

⑦ 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)

⑧ 児童虐待やDVのおそれがある場合

⑨ 育児休業取得時、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である場合(他市町村からの転入の場合も同様とする)

⑩ その他、上記に類する場合として市が認める場合

◆同居の親族の方が子どもを保育できる場合、利用の優先度が調整されることがあります。

Ⅱ.保育の必要量について

Iの①～⑨の事由で保育を利用する場合、いずれかの利用時間になります。

(②・⑤・⑧の場合にあっても、保育短時間を希望される場合は選択できます。)

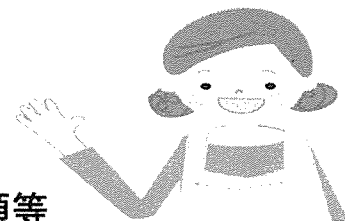
事 由	保 育 標準時間	保 育 短 時 間	事 由	保 育 標準時間	保 育 短 時 間
①就労⑦就学	就労・就学時間による		⑤災害復旧	○	—
②妊娠・出産	○	—	⑥求職活動	—	○
③病気障害	申請内容による		⑧虐待・DV	○	—
④病人の看護	申請内容による		⑨育児休業	—	○

Ⅲ.優先利用について

保育所(園)等に定数以上の申込がある場合には、保育利用の優先度が調整されることがあります。

「優先利用」に該当する場合

- ①ひとり親家庭
- ②生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)
- ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④児童虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ⑤子どもが障害を有する場合
- ⑥育児休業明け
- ⑦兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合
- ⑧その他市が定める事由



4. 保育の必要性の認定及び保育の利用申込に必要な書類等

- ① 宮津市特定教育・保育施設等支給認定申請書 兼 利用申込書
(児童一人につき1部)
 - ② 「保育を必要とする事由」を確認する証明書類等(下表参照)
- ◆(※)については、必ず市の様式をご使用ください。

保護者の状況	証明書類等
就労	【外勤の場合】就労証明書 【自営業・農業・漁業の場合】就労証明書(※)地区民生委員の確認が必要 【内職の場合】上記の証明書の他に内職収入を証明する書類
妊娠・出産	母子健康手帳の写し…表紙と出産予定日、出産日の記入してある頁
病気又は障害がある	診断書(※) または 身体障害者手帳などの写し
同居又は長期入院等による親族の介護・看護	介護(看護)されている人の診断書(※) または 身体障害者手帳や介護保険被保険者証などの写し
就学	在学証明書 または 学生証のコピー 保護者が学生の場合は時間割表のコピー
求職活動	求職活動申立書(※) 求職活動で2度目以降の入所の場合、求職活動報告書(※)も必要

保育の利用時間について(2・3号認定)

保育の利用時間は、保育の必要量によって、「保育標準時間」又は「保育短時間」に分けられます。各施設の保育標準時間・保育短時間については、「令和3年度教育・保育施設入所(園)のしおり【施設案内編】」をご覧ください。

(1)「保育標準時間」：利用可能時間は最大11時間

(2)「保育短時間」：利用可能時間は最大8時間

【保育必要量の認定と保育時間の関係について】

「保育標準時間」と「保育短時間」の保育必要量の認定については、市として、各児童が8時間から11時間までの範囲での利用となるか、8時間以内の利用となるかの大枠を決めるものです。

実際の個々の保育時間は、これまでどおり、各保育所(園)等において、その枠の範囲内で、保護者の勤務時間や通勤時間、勤務実態(産休・育児休暇中であるかどうか)などの状況により調整の上、決めることとなります。入所時に、必要な時間を保育所(園)・認定こども園とご相談ください。

— イメージ —

宮津市

「標準時間認定」or「短時間認定」の枠の認定



各保育所(園)
認定こども園

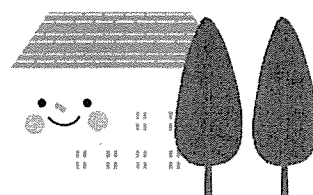
枠の範囲内で保護者の状況により個々の保育時間を決定

5. 宮津市に転入予定の方の申込について

転入予定の方の申込には、次の要件に合致していることが必要です。

- ① 宮津市の転入先(住所)が決まっていて、転入することが確実である。
- ② 住居の「売買契約書」又は「賃貸借契約書」の物件引渡日が、入所希望月の前月末日までである。
- ③ ②の期日までに宮津市への転入手続きが完了している。

◆保育の必要性の認定及び保育の利用希望申込に必要な書類等の他に、住居の「売買契約書」又は「賃貸借契約書」の写しを提出してください。



6. 個人番号(マイナンバー)の記入及び持参について

平成28年1月から、支給認定に関する事務、利用者負担額(保育料)を算定するための事務等において、保育所(園)、市立幼稚園、認定こども園の利用申込には個人番号(マイナンバー)が必要となりました。今後、個人番号を利用することで、申請に係る添付書類を省略することができます。

入所申込をされる場合は、申請者の個人番号(マイナンバー)を確認できる書類を持参し提示して下さい。

【申請者=保護者氏名に記載されている方】

◆持参が必要となるもの

- 申請者の個人番号カードがある場合 → 個人番号カード
- 申請者の個人番号カードがない場合 → 個人番号を確認できる書類(※1)及び身元確認書類(※2)

(※1)個人番号を確認できる書類とは？(①～③のいずれかひとつを持参してください。)

- ①個人番号通知カード、個人番号通知書
- ②個人番号が記載された住民票の写し
- ③個人番号が記載された住民票記載事項証明書

(※2)身元確認書類とは？(①又は②のいずれかひとつ持参してください。)

- ①運転免許証、旅券(パスポート)、身体障害者手帳、在留カード等、写真付きで氏名及び生年月日又は住所の確認できるものをいずれかひとつもしくは、
- ②健康保健証、国民年金手帳、児童扶養手当証書等、氏名及び生年月日又は住所の確認できるものをいずれかひとつ

◆代理人が申請される場合や、やむを得ず申請者以外の方(例：配偶者の方等)が書類を提出される場合は、『委任状』及び次の確認書類が必要となります。

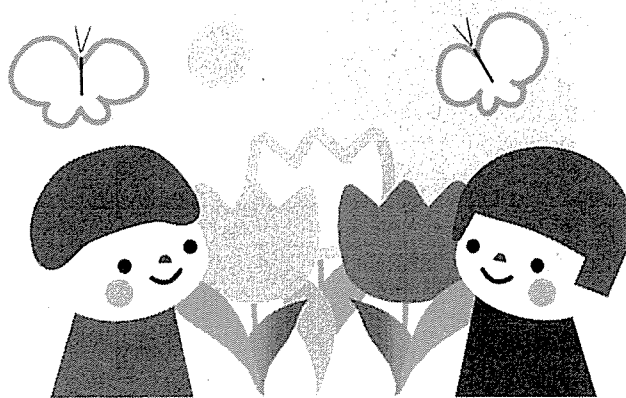
(①又は②のいずれかひとつを持参してください。)

- ①申請者の個人番号カードと代理人の顔写真付き公的証明書類(運転免許証、個人番号カード)
- ②申請者の通知カードと代理人の顔写真付き公的証明書類(運転免許証、個人番号カード)



★宮津市特定教育・保育施設一覧★

	教育・保育施設名	電話番号	定員	最大保育時間 (延長保育時間を含む)	備考
公立	宮津幼稚園	22-2709	90	平日 8:00~18:30	特別支援教育あり 一時預かり(在園児あり)
	栗田幼稚園	25-0941	60	平日 8:00~18:30	
	日置保育所	27-1210	20	平日 8:00~18:00	障害児保育あり 親子の広場あり
				土曜 8:00~12:30	
養老保育所	28-0203	45	平日 8:00~18:00		
			土曜 8:00~12:30		
私立	亀ヶ丘保育園	22-2708	50	平日 7:30~18:30	障害児保育あり 一時預かりあり
				土曜 7:30~18:00	
	みずほ保育園	22-1144	60	平日 7:00~20:00	
				土曜 7:00~18:00	
	たんぼぼ保育園	22-7121	60	平日 7:00~19:00	
				土曜 7:00~17:30	
	吉津子ども園	46-2830	50	平日 7:30~19:00	
				土曜 7:30~18:00	
吉津子ども園分園	20-1153	20	平日 7:00~19:00		
府中子ども園	27-0044	50	土曜 7:00~18:00		



よくある質問(Q & A)

《利用申込について》

Q. 幼稚園・保育所(園)の最終的な入所(園)結果が届く時期はいつごろですか？

A. 4月入所の場合、最終結果は2月下旬から3月初旬を予定しております。認定こども園については、園から直接送付されます。

Q. 令和5年4月1日からの入所(園)を希望しており、申込時は求職活動中でしたが、後から就職が決まった場合、就労内容は利用調整に反映されますか？

A. 今年度の書類提出締切(11/18)までに「就労証明書」の提出があった場合は、利用優先度に反映します。

《支給認定について》

Q. 支給認定を受けたら、卒園まで特段の手続きは必要ありませんか？

A. 保育を必要とする理由(就労など)が継続している場合には、年1回の現況届の提出が必要です。3号認定を受けているお子さんについては、3歳になる際、2号認定に切り替わり、その年度末までの支給認定証を送付します。翌年度以降の2号認定の「支給認定申請書」等を別途提出してください。ただし、求職活動中など認定期間に制限がある理由で認定を受けている場合、また途中で仕事を辞めた場合などは、別途手続きが必要です。

Q. 転職、引越し(市内転居)、結婚、離婚をした場合届出は必要ですか？

A. 転職の場合は「就労証明書」、引越しの場合は各種変更届を市役所へ提出してください。また、婚姻、離婚など家族構成に変更があった場合も届出が必要です。この場合は、保育料が変更(事実の発生した翌月分から)になることがありますので、速やかに届出をお願いします。

Q. 保育標準時間と保育短時間の認定は、随時変更可能ですか？

A. 勤務時間の変更などで月単位の就労時間が変更となった場合は、市役所に支給認定内容変更の申請をしてください。審査のうえ、新たな認定を行うことになります。

《入所(園)について》

Q. 保育所(園)の公立と私立で利用者負担額(保育料)は変わりませんか？

A. 認定区分毎の利用者負担額(保育料)は変わりません。ただし、保育料以外の諸経費(実費徴収)については、個別にかかる場合があります。詳しくは各保育所(園)等にお問い合わせください。

